

島根県 快適トイレに関する 特記仕様書

本工事は、建設現場を働きやすい環境とする取り組みの一環として、男女ともに快適に使用できる仮設トイレ（以下、「快適トイレ」という。）の設置に取り組む工事であり、「建設現場に設置する「快適トイレ」の試行要領（島根県土木部及び農林水産部）」（以下、「試行要領」という）により対象工事となる場合、以下のとおりとする。

1 内容

受注者は、現場に以下の①～⑪の仕様を満たす快適トイレを設置することを必須とする。

⑫～⑰については、満たしていればより快適に使用出来ると思われる項目であり、必須ではない。

- ・ 快適トイレに求める標準仕様【必須】
 - ① 洋式便座
 - ② 水洗機能（簡易水洗、し尿処理装置付きを含む）
 - ③ 臭い逆流防止機能（フラッパー機能）
（必要に応じて消臭剤等を活用し臭い対策をとること）
 - ④ 容易に開かない施錠機能（二重ロック等）
（二重ロックの備えがなくても容易に開かないことを製造者が説明出来るもの）
 - ⑤ 照明設備（電源がなくても良いもの）
 - ⑥ 衣類掛け等のフック付、又は、荷物置き場設備機能（耐荷重 5 kg 以上）
- ・ 快適トイレとして活用するために備える付属品【必須】
 - ⑦ 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
 - ⑧ 入口の目隠しの設置(男女別トイレ間も含め、入口が直接見えないような配置等)
 - ⑨ サニタリーボックス（女性専用トイレに限る）
 - ⑩ 鏡付の洗面台
 - ⑪ 便座除菌シート等の衛生用品
- ・ 推奨する仕様、付属品【任意】
 - ⑫ 室内寸法 900×900mm 以上（半畳程度以上）
 - ⑬ 擬音装置
 - ⑭ フィッティングボード
 - ⑮ フラッパー機能の多重化
 - ⑯ 窓など室内温度の調整が可能な設備
 - ⑰ 小物置き場等（トイレトペーパー予備置き場）

2 実施方法

- (1) 受注者は、快適トイレの設置を希望する場合には、当初施工計画書作成前に、工事打合せ簿により監督職員と協議を行うものとする。
- (2) 受注者は、当初施工計画書提出に併せて、様式-1「快適トイレチェックシート」に必要事項を記入し、カタログ、パンフレット等の資料とともに、工事打合せ簿により監督職員に提出するものとする。
- (3) 受注者は、当該工事における快適トイレの設置費用が確定後、速やかに発注者へ工事打合せ簿により協議するものとする。

3 快適トイレ設置費用の積算

(1) 島根県土木部（建築住宅課を除く）及び農林水産部が所管する建設工事

ア 快適トイレの設置費用は、設計変更で計上するものとし、その費用は共通仮設費の営繕費に積上計上する。

イ 快適トイレの設置費用は、51,000円/基・月を上限に「積算上の差額」※1を計上するものとし、男女別で1基ずつ計2基/工事（施工箇所）※2まで計上できるものとする。

※1 ここでいう「積算上の差額」とは、快適トイレの設置にあたって実際にかかった費用から10,000円/基・月（従来型トイレ）を減じた額。

※2 「施工箇所が点在する工事の積算」適用工事については、「工事」を「施工箇所」に読替え、個々の施工箇所で計上できるものとする。

ウ ハウス型等の男女別のトイレが一体型となっており、男女別の入り口になっている場合には、102,000円/基・月を上限に「積算上の差額」※1を計上するものとし、1基/工事（施工箇所）※2まで計上できるものとする。

※1 ここでいう「積算上の差額」とは、快適トイレの設置にあたって実際にかかった費用から20,000円/基・月（従来型トイレ×2基分）を減じた額。

※2 「施工箇所が点在する工事の積算」適用工事については、「工事」を「施工箇所」に読替え、個々の施工箇所で計上できるものとする。

4 配慮事項

快適トイレの導入にあたっては、以下の事項について可能な限り配慮すること。

(1) 全般

女性トイレの設置にあたっては、あらかじめ、建設現場で働く女性の意見を聞くこと。

(2) 設置位置

女性トイレと男性トイレや喫煙所は隣接して設置せず、一定の距離を確保する。

(3) 動線の配慮

男性トイレと女性トイレは入口を分ける等、動線の配慮をする。

(4) ドアの向き

女性トイレのドアは、開けたら真正面を向くことのないよう、便座と直角の向きのドアを採用するなどの工夫をすること。

(5) 照 明

窓の大きさに応じて、中にいる人のシルエットが窓に映り込むことのないよう、照明をスポットライト式にするなどの工夫をすること。

(6) 室 温

トイレ内の室温を快適に保つため、冷暖房、扇風機等の設備を備え付けるなどの配慮をすること。